

国道 428 号（箕谷北工区）トンネルバイパス整備事業 CM 業務 実施要領
（公募型プロポーザル）

1 案件名称

国道 428 号（箕谷北工区）トンネルバイパス整備事業 CM 業務

2 業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

本業務は、国道 428 号（箕谷北工区）トンネルバイパス整備事業（トンネル区間 L=0.4km、土工区間 L=0.6km、以下、「本事業」という）について、CM（コンストラクションマネジメント）を行うことで本市職員とのパートナーシップを築き、工程、品質、コスト等の管理を実施し、当該工事の円滑な推進を図ることを目的とする。

【国道 428 号（箕谷北工区）トンネルの概要】

- | | |
|-------------|-------------|
| 1) 道路規格 | : 第 3 種 2 級 |
| 2) 設計速度 | : 50 km |
| 3) 延長 | : 419m |
| 4) トンネル等級区分 | : B 等級 |

（2）業務内容

別紙「特記仕様書」のとおり

（3）事業規模（契約上限額）

契約上限額は、130,000 千円（消費税含む）とする。

（4）契約期間

契約締結日翌日から令和 10 年 1 月 31 日までとする。

（5）履行場所

神戸市北区山田町下谷上、原野

（6）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

（7）市側から提供する資料、貸与品等

別紙「特記仕様書」のとおり

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができるものとする。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

以下の（１）に掲げる資格を満たしている単体企業または、（２）に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。参加申請関係書類の受付後から審査・選定の間に該当した場合は失格とする。

(1) 単体企業

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- ② 令和 7 年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有すること。
- ③ 神戸市内に本店又は支店を有すること。
- ④ 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- ⑤ 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑥ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- ⑦ 担当予定の管理技術者、照査技術者、担当技術者については、「特記仕様書 6. 技術者」に記載している必要な資格を有すること

(2) 設計共同体

- ① 「(1) 単体企業」に掲げる条件を満たす者で構成された設計共同体であること。
- ② 構成設計事務所として複数の設計共同体への参加をしていないこと。
- ③ 設計共同体は、各構成事務所がすぐれた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。
- ④ 設計共同体の代表設計事務所は、構成設計事務所の中で、業務分担率が最も大きい者とする。

5 スケジュール

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| (1) 公募開始、各書類の配布 | : 令和7年6月30日(月) から |
| (2) 参加資格・仕様書等に関する質問 | : 令和7年7月7日(月) ～7月14日(月) |
| (3) 質問に対する回答 | : 令和7年7月7日(月) ～7月16日(水) |
| (4) 参加申請関係書類の提出期限 | : 令和7年6月30日(月) ～7月18日(金) |
| (5) 参加資格決定通知 | : 令和7年7月25日(金) まで |
| (6) 企画提案書の提出期限 | : 令和7年7月28日(月) ～8月12日(火) |
| (7) 選定委員会(審査) | : 令和7年9月上～中旬(予定) |
| (8) 選定結果通知 | : 令和7年9月中～下旬(予定) |
| (9) 契約締結・事業開始 | : 令和7年10月1日(予定) |
| (10) 事業完了 | : 令和10年1月31日 |

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

企画提案審査へ参加を希望する者は、次により参加申込み及び参加資格確認の申請を行うこと。

ア 公募要領等の配布期間・配布場所

配布期間：令和7年6月30日（月）から

配布場所：神戸市ホームページ上に掲載

イ 参加資格・仕様書等に関する質問

受付期間：令和7年7月7日（月）～ 7月14日（月）午後5時まで（必着）

受付方法：別紙「質問票」に趣旨を簡潔に記入し、電子メールで送付すること。

期間外の提出及び電話等の適正な手続きによらない質問には回答しない。

タイトル：国道428号（箕谷北工区）トンネルバイパス整備事業CM業務

質問書【事業者名】

送付先：kita_ken@city.kobe.lg.jp

ウ 質疑書に対する回答

質疑書に対する回答：令和7年7月7日（月）～ 7月16日（水）午後5時まで

参加資格に関する質問については、随時、電子メールで回答を行う。仕様書等への質問については、全ての質問を取りまとめ、質問者を特定しない形式で、参加申請者に電子メールで回答する。

エ 参加申請書および審査用書類の受付【各1部】

受付期間：令和7年6月30日（月）～ 7月18日（金）午後5時まで（必着）

受付方法：参加申請書（様式1）に必要事項を記入し、下記書類を添え、持参または郵送（一般書留または簡易書留）すること。FAX、電子メールでの受付はしないので注意すること。なお、持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、午前9時～正午、午後1時～午後5時に受け付けるものとする。入札代理人が持参する場合は、別途委任状（任意様式）を提出すること。

提出書類：

様式1：参加申請書

様式2：暴力団等の排除に関する誓約書

様式3：事業経歴書

様式4：担当予定管理技術者・照査技術者経歴書

様式5～6：設計共同体協定書（設計共同体として参加申請書を提出する場合）

オ 参加資格決定通知の送付

送付予定：令和7年7月25日（金）午後5時まで

参加申込み及び参加資格確認の申請を行った者に対し、参加資格確認終了後に電子メールにて参加資格決定通知の送付を予定している。

(2) 企画提案書等の提出

ア 受付期間

令和7年7月28日（月）～令和7年8月12日（火）17時00分まで（必着）

イ 提出書類・部数

下記様式7～8を提出するものとする。各書類の提出部数は下記のとおり

様式7：企画提案書 8部（原本1部、複写7部）

ウ 提出場所

- ・提出場所は、建設局北建設事務所安全推進係 担当とする。
- ・様式 7～8 に必要事項を記入し、持参または郵送（一般書留または簡易書留）すること。FAX、電子メールでの受付はしないので注意すること。なお持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く、午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時に受け付けるものとする。入札代理人が持参する場合は、別途委任状（任意様式）を提出すること。

エ 企画提案書作成要領

- ・様式 7 に基づき作成する。
- ・企画提案書のフォントは、MS 明朝 10.5 ポイント程度で作成するものとし、ページ数は、1 項目につき 2 頁（A4 サイズ）までとする。なお、A3 サイズは A4 サイズ 2 頁分として計算する。
- ・提案書の説明は、専門用語を多用しないなど、わかりやすさ、読みやすさに配慮すること。仕様書の項目立てに合っていない場合などを含め、わかりにくい提案書は評価できないことがある。
- ・提案書（複写）は、社名及び社名を連想させるロゴ等を一切記載しないこと。表紙や目次のほか、本文中や各ページのヘッダー・フッターにも一切記載しないものとする。
- ・企画提案書の必須記載項目は以下のとおりとする。
 - ① 本業務に対する考え方、実施方針
 - ② 本業務の具体的な実施内容、実施手法等
 - ③ 本業務に係る実施体制
 - ④ （特定テーマ）非常駐の CM 業務を円滑に進める上での留意点と工夫

オ 見積書作成要領

- ・入札価格について
落札決定にあたっては、入札書に記載された価格（以下「入札価格」という。）に 当該価格の 100 分の 10 に相当する額を加算した価格（当該価格に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた価格）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の 110 分の 100 に相当する価格を入札書に記載すること。
- ・内訳書について
入札書提出時には入札価格に係る積算の内訳書を添付すること。内訳書が提出されない場合は、入札価格にかかわらず入札を無効とする。また、内訳書の合計価格と入札価格が異なる場合も、入札を無効とする。
- ・その他 入札価格の積算にあたっては、最低賃金法に規定する最低賃金額以上の賃金を支払うことを踏まえた価格とすること。

7 選定に関する事項

(1) 評価基準

- ・審査は、次に示す観点から、企画提案書をもとに総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。
- ・提案内容をもとに技術点を算出し、最も点数の高い者を受託候補者とする。小数点となった場合は、小数点第1位を四捨五入するものとする。
- ・点数が最も高い者を受託候補者（第一交渉権者）とする。
- ・点数の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより受託候補者を決定する。（くじの日時及び場所については、別途指示する）
- ・評価を行った結果、最低基準以上の点数を全参加申請者が得られなかった場合は、受託候補者を選定しない。

■技術点（満点 300 点）

- ・下記Ⅰ～Ⅵのとおり評価項目と配点を定める。
- ・企画提案書との関連についても下記に示す。
- ・Ⅰ～Ⅴについては、提案書評価基準表に示す各評価項目の配点（満点）に、評価による乗数（表-2）を乗じて算出する。

Ⅰ 本業務に対する考え方、実施方針（記載項目①）	…【20 点】
Ⅱ 本業務の具体的な実施内容、実施手法等（記載項目②）	…【100 点】
Ⅲ 本業務に係る実施体制（記載項目③）	…【60 点】
Ⅳ 類似業務実績の豊富さ	…【30 点】
Ⅴ 非常駐の CM 業務を円滑に進める上での留意点と工夫（記載項目④）	…【60 点】
Ⅵ 地元企業に対する加点	…【30 点】

表-1 提案書評価基準表

評価項目	企画提案書の項目	配点	提案書への記載内容
業務に対する理解度、実施方針	①	20	●本事業の特性を踏まえた実施方針を記載すること。
技術提案の内容	②	100	●本事業の実施により考えうる課題や懸念点を記載したうえで、本事業を円滑に進めるための工程、品質、コスト等の管理手法について具体的に記載すること ●CM 業務と工事発注者支援業務との違いが分かるよう留意すること
	③	60	●本業務の推進に関する実施体制及び役割を明確に記載すること
	④	60	●非常駐の CM 業務を遂行する際の留意点を明記し、円滑な業務実施を実現するための工夫について記載すること。
過去の類似業務の実績	-	30	●過去の類似業務の実績について、発注者名、時期、内容を具体的に記載すること。なお類似業務とは、PM 業務もしくは CM 業務のことを示す。 ●複数の経験を有する場合は、複数記載すること（最大 4 件）。なお、設計共同体の場合は構成員の評価点を各々で算出し、平均したものを設計共同体の評価点とする。
地域経済の活性化	-	30	●地域経済の活性化と地元企業の育成の観点から、地元企業（本店を市内に有する者）の優先発注を進めている。 ●地元企業（本社所在地が神戸市内）の場合は 30 点加点対象とし、準地元企業（本社が市内には無いが、支店等が神戸市内にある企業）は 15 点加算する。なお、設計共同体の場合は構成員の地元加算を各々で算出し、平均したものを設計共同体の地元加算とする。

表-2 評価による乗数

配点（満点）	乗数
非常に優れている	4/4
優れている	3/4
普通	2/4
劣っている	1/4
記述がない	0/4

(2) 企画提案の審査

「国道 428 号（箕谷北工区）トンネルバイパス整備事業 CM 業務選定委員会」が評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。

(3) プレゼンテーション

企画提案書提出日以降に、下記のとおりプレゼンテーションを実施する。
内容は非公開とし、本市が求める仕様に準じた提案書に関する審査及び質疑を行う予定である。

ア 開催日時

令和 7 年 9 月上～中旬（予定）

プレゼンテーションに関する詳細（開催日時、開催場所、機材の使用可否、参加人数の制限および制限時間等）については、企画提案書提出日以降に改めて電子メールにて連絡する。

イ 開催場所

神戸市役所内（予定）

ウ 参加者

実際に業務に携わる者が行うこと。

エ その他

審査を円滑に行うための資料の配布は認めるが、提案書と異なり評価時の正式書類としては扱わない。プレゼンテーションに係る費用は、全て参加者の負担とする。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 提案書等の全部または一部を提出しない場合、提案書等の提出枚数が指定の枚数を超過する場合

イ 提案書等の全部または一部に記載漏れがあり適正な評価ができない場合

ウ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合

エ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談した場合

オ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合

カ 提出書類に虚偽の記載した場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホーム

ページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

(6) 落札者として選定されなかった者に対する理由の説明

ア 入札者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して7日以内（土・日・祝日を除く。）に、落札者として選定されなかった理由について、書面（任意様式）により説明を求めることができる。

イ アにより説明の請求を行うときは、申立者の氏名、住所、委託業務名、不服のある事項および不服の根拠となる事項を記載のうえ、書面で「建設局北建設事務所安全推進係」に提出すること。（任意様式。原則、郵送により提出すること。一般書留または簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。期日までの郵送が困難な場合に限り、持参による提出も可とする。持参の場合、土・日・祝日を除く9時～正午、13時～17時までに提出すること。）

ウ アによる理由の説明の請求を受けたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して10日以内（土・日・祝日を除く。）に、書面で説明を求めた者に回答する。

8 契約等に係る事項

(1) 契約書の作成に関する事項

ア 落札後、契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。落札者は、速やかに「神戸市建設局道路管理課」で契約書類などを受領し、所定の契約手続きをすること。

イ 契約の締結にあたり、落札者が提出した提案書等は契約図書の一部とする。

ウ 落札者が提出した提案書等のうち、技術提案に記入した項目については、落札者に履行義務があるものとする。ただし、本市と協議のうえ不適切と判断した項目については、履行義務としない。

エ 契約は、神戸市所定の委託契約約款に基づくものとする。

オ 神戸市は、受託事業者が業務の実施にあたり上記約款に反した場合には、契約の解除もしくは委託料の一部または全部を返還させることができる権利を有することとする。

9 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第10条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の参加の制限

- ・ この入札に参加する複数の者（組合（設計共同体を含む。）にあってはその構成員）の関係が、以下の基準のいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て

無効とする。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはしない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(3) 提出先、問い合わせ先

〒651-1331 神戸市北区有野町唐櫃 3064

神戸市建設局北建設事務所安全推進係

TEL : 078-981-5191 FAX : 078-982-1488

E-mail : kita_ken@city.kobe.lg.jp

国道428号(箕谷北工区)トンネルバイパス整備事業CM業務 公募型プロポーザルに係る質問書

事業者名	
担当者名	
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	

※行は必要に応じて挿入してください。

No.	資 料 名	頁	番号/項目等	確 認 内 容 等
1				
2				
3				
4				
5				
6				

(様式 1)

国道 428 号（箕谷北工区）トンネルバイパス整備事業 CM 業務
企画提案審査参加申請書

令和 年 月 日

神 戸 市 長 宛

「国道 428 号（箕谷北工区）トンネルバイパス整備事業 CM 業務」の企画提案審査の参加を希望します。

なお、応募要領に記載する資格要件にいずれも該当することを誓約するとともに、この申請書及び添付書類の記載の事項は事実と相違ないことを確約します。

また、応募資格を有しないと判断された場合及び申請者としてふさわしくない行為等があった場合に、対象者から除外されても、何ら異議を申し立てません。

〔代表設計事務所〕

法人・団体名	
所在地	
所在地 (本社の所在地が上記と異なる場合は、本社の所在地を記入すること)	
代表者役職・氏名	印
担当者	氏名 部署・職名 電話番号 F A X 番号 E-mail

(※以下、設計共同体で参加する場合に記載してください)
設計共同体については、上記の他に以下の事務所で構成します。

〔構成設計事務所〕

法人・団体名	
所在地	
所在地 (本社の所在地が上記と異なる場合は、本社の所在地を記入すること)	
代表者役職・氏名	印
担当者	氏名 部署・職名 電話番号 F A X 番号 E-mail

設計共同体の業務分担率（合計：100）

代表設計事務所名	分担業務分野	業務分担率※
		/100
構成設計事務所名	分担業務分野	業務分担率
		/100

注 1) 参加表明書には、神戸市競争入札参加資格者名簿への登録を証明する書類の写し、その他の必要書類などを添付すること。

注 2) 代表設計事務所は、構成設計事務所の中で、業務分担率が最も大きいものとしてください。

注 3) 設計共同体の業務分担率は、委託料の配分割合と同義です。

暴力団等の排除に関する誓約書

令和 年 月 日

神戸市長 宛

申請者

所在地

団体名

代表者氏名

印

私は、神戸市が「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」に基づき、神戸市が行うすべての契約等からの暴力団等を排除していることを認識したうえで、国道428号（箕谷北工区）トンネルバイパス整備事業CM業務の企画提案審査への参加申請を行うとともに、下記のとおり誓約します。

なお、これらの事項に反する場合、同要綱に基づく除外措置が取られること（参加資格が認められないこと、契約解除、損害賠償、事業者名の公表等を含む）、その他貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 上記各要綱第5条（以下、「暴力団排除条項」という。）第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 神戸市から要請があった場合は、暴力団排除条項第1項各号に該当する事由の有無を確認するため県警へ照会を行うことに合意し、役員名簿等の提出を行います。
- 3 暴力団排除条項第1項各号に該当する者を再委託先又は下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）としません。
- 4 契約等に係る一連の手続きにおいて、再委託先又は下請負人など契約等関係者に関して神戸市が県警照会の必要性を認めた場合、関係者に対して当該誓約書の趣旨を説明の上で関係者より誓約書の提出を求め、速やかに神戸市に対して誓約書の提供を行います。
- 5 県警への照会の結果又は県警からの通報により、暴力団排除条項第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、県警からの回答等の内容について、外郭団体等を含む神戸市関係部局が情報を共有すること、並びに上記各要綱に従い措置対象者名等について公表を行うことについて承諾します。

事業経歴書

過去 10 年間の類似業務の実績

業務分類				
業務名				
契約金額				
履行期間				
発注者 TEL 氏名				
業務の概要				
技術的特徴				

注) 記載件数は、4 件以内とする。

注) 1 枚に収まらない場合は、複数枚に分けて提出してもよい。

(様式4)

担当予定管理技術者・照査技術者 経歴書

ふりがな	生年月日		
氏名	業務経験年数		
所属・役職			
保有資格(資格証の写しを添付すること)			
類似業務実績 「PM/CM 業務の業務実績」			
業務名	業務概要	発注機関名	履行期間

※本様式をコピーして担当予定の管理技術者、照査技術者ごとに記載すること

※3 件を上限として記載すること

〇〇設計共同体協定書

(目的)

第1条 当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 神戸市発注に係る国道428号(箕谷北工区)トンネルバイパス整備事業CM業務(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「〇〇業務」という。)
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当設計共同体は、〇〇設計共同体(以下「共同体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、〇〇業務の委託契約の履行後〇ヵ月を経過する日まで存続するものとする。ただし、履行期限が延長される場合には、その設計業務の委託契約の完了後〇ヵ月を経過する日まで存続するものとする。

(注) 〇の部分には、例えば3と記入する。

- 2 〇〇業務を受託することができなかったときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該〇〇業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

(代表者)

住 所 _____

会 社 名 _____

住 所 _____

会 社 名 _____

(代表者の名称)

第6条 共同体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同体の代表者は、〇〇業務の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の〇〇業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

- 2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、〇〇業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第 13 条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第 14 条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前 2 項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前 3 項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第 16 条 構成員は、共同体が〇〇業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第 18 条 共同体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するとともに、神戸市保管用に 1 通を提出するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

(様式6)

〇〇設計共同体協定書第8条に基づく協定書

神戸市発注に係る〇〇業務については、〇〇設計共同体協定書第8条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の分担率を次のとおり定める。

記

業務分担率

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇%

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇%

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するとともに、神戸市保管用に1通を提出するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇設計共同体

(代表者)

住 所 _____

会 社 名 _____

代 表 者 _____ 印

住 所 _____

会 社 名 _____

代 表 者 _____ 印

企画提案書

項目①：本業務に対する考え方、実施方針

※項目立ては本様式の通りとすること

※フォントは MS 明朝 10.5 ポイント程度で作成するものとし、ページ数は、1 項目につき 2 頁（A4 サイズ）までとする。なお、A3 サイズは A4 サイズ 2 頁分として計算する

企画提案書

項目② 本業務の具体的な実施内容、実施手法等

※項目立ては本様式の通りとすること

※フォントは MS 明朝 10.5 ポイント程度で作成するものとし、ページ数は、1 項目につき 2 頁（A4 サイズ）までとする。なお、A3 サイズは A4 サイズ 2 頁分として計算する

企画提案書

項目③ 本業務に係る実施体制

※項目立ては本様式の通りとすること

※フォントは MS 明朝 10.5 ポイント程度で作成するものとし、ページ数は、1 項目につき 2 頁（A4 サイズ）までとする。なお、A3 サイズは A4 サイズ 2 頁分として計算する

企画提案書

項目④ (特定テーマ) 非常駐での CM 業務を円滑に進める上での留意点と工夫

※項目立ては本様式の通りとすること

※フォントは MS 明朝 10.5 ポイント程度で作成するものとし、ページ数は、1 項目につき 2 頁 (A4 サイズ) までとする。なお、A3 サイズは A4 サイズ 2 頁分として計算する

見 積 書

件名 国道 428 号（箕谷北工区）トンネルバイパス整備事業 CM 業務

見積額：

金
額

	拾億			百万			千			円
--	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

令和 年 月 日

神戸市長 宛

所在地

商号又は名称

代表者又は受任者名

印

- (注意) 1. 見積書には消費税課税事業者、免税事業者に関係なく、契約希望金額の消費税相当額を差引いた金額を記載すること
2. 別途、内訳(項目ごとの明細、諸経費)を明記のうえ、提出してください